



発行 新潟県

第 35 号

平成29年5月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 602 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 603 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 604 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健課）
- 605 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 606 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 607 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 608 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 609 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 610 保安林の指定解除（治山課）
- 611 保安林の指定解除（治山課）
- 612 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 613 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 614 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 615 基本測量の終了通知（監理課）
- 616 公共測量の実施通知（監理課）
- 617 公共測量の実施通知（監理課）
- 618 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 619 道路の区域変更（道路管理課）
- 620 道路の供用開始（道路管理課）
- 621 道路の区域変更（道路管理課）
- 622 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

告 示

◎新潟県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

田宮病院 (医科)	長岡市深沢町2300番地	平成29年4月1日
阿部アイクリニック	長岡市新保1-21-1	平成29年4月1日
医療法人社団 横山皮膚科	長岡市今朝白1-13-7	平成29年4月1日
特定医療法人 楽山会 三島病院 (医科)	長岡市藤川1713-8	平成29年4月1日
ほんだファミリークリニック	長岡市青葉台3丁目16-6	平成29年4月1日
田宮神経科内科診療所	長岡市城内町3丁目2番地1	平成29年4月18日
長岡市小国診療所 (医科)	長岡市小国町檜沢88番地	平成29年4月1日
長岡市山古志診療所	長岡市山古志竹沢甲2835番地	平成29年4月1日
長岡市種苧原診療所	長岡市山古志種苧原2676番地1	平成29年4月1日
長岡市虫亀診療所	長岡市山古志虫亀966番地1	平成29年4月1日
古田島歯科医院	長岡市長町1-1671-9	平成29年4月1日
田宮病院 (歯科)	長岡市深沢町2300番地	平成29年4月1日
特定医療法人 楽山会 三島病院 (歯科)	長岡市藤川1713-8	平成29年4月1日
長岡市小国診療所 (歯科)	長岡市小国町檜沢88番地	平成29年4月1日
長岡市山古志歯科診療所	長岡市山古志竹沢甲2835番地	平成29年4月1日
西長岡センター薬局	長岡市千秋2丁目2746-5	平成29年3月1日
にいがた調剤薬局長岡	長岡市上条町字八ツ口362	平成29年4月1日
ファーマみらい下門前薬局	上越市上源入634-3	平成29年4月1日
医療法人社団 榎本外科医院	三条市西四日町一丁目3番11号	平成29年4月1日
あまの整形外科	三条市南四日町4-7-54	平成29年4月1日
医療法人社団 篠田耳鼻咽喉科医院	三条市東本成寺21-38	平成29年4月1日
産科婦人科 山田医院	柏崎市駅前二丁目1番27号	平成29年4月1日
医療法人社団 外川医院	柏崎市西本町1-11-22	平成29年4月1日
柏崎市国民健康保険野田診療所	柏崎市大字野田922-6	平成29年4月1日

柏崎市国民健康保険高柳診療所	柏崎市高柳町岡野町1849-1	平成29年4月1日
医療法人社団 阿部歯科医院	柏崎市日吉町1番2号	平成28年10月1日
柏崎市国民健康保険高柳歯科診療所	柏崎市高柳町岡野町1849-1	平成29年4月1日
ひまわり薬局	柏崎市北半田2丁目14-12	平成29年4月1日
みなみ調剤薬局	柏崎市西本町2-3-5	平成29年4月1日
木島整形外科	新発田市豊町4-1-4	平成29年4月1日
ゆたか薬局	新発田市豊町2丁目6番17号	平成29年4月1日
医療法人社団 大島医院	十日町市川原町114番地	平成29年4月1日
田中外科医院	十日町市田中町本通り272番地3	平成29年4月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会 中条第二病院(医科)	十日町市中条己2941番地	平成29年4月1日
江口医院	十日町市山野田376-4	平成29年4月22日
中央歯科医院	十日町市本町4-62	平成29年4月3日
新潟県厚生農業協同組合連合会 中条第二病院(歯科)	十日町市中条己2941番地	平成29年4月1日
プラザ調剤薬局	十日町市本町3丁目362番地4プラザコア1階	平成29年4月1日
医療法人社団 佐々木整形外科	村上市南町二丁目4番48号	平成29年4月1日
医療法人社団 遠山医院	村上市坂町1777	平成29年4月1日
たなか皮ふ科クリニック	村上市新町9-90	平成29年4月25日
坂町調剤薬局	村上市坂町3262-14	平成29年4月1日
安藤医院	燕市水道町4丁目3番44号	平成29年4月1日
ごとう内科消化器科クリニック	燕市吉田神田町9-5	平成29年4月7日
つばめ皮フ科	燕市吉田3453番1	平成29年4月1日
小湊歯科医院	燕市次新1048-2	平成29年1月4日
オレンジ調剤薬局	燕市白山町2丁目3642-4	平成29年4月23日
東町調剤薬局	燕市吉田3505-1	平成29年4月1日

共栄堂薬局つばめ店	燕市吉田3454-1	平成29年4月1日
医療法人社団 原田医院	糸魚川市横町3-2-3	平成29年4月1日
室川医院	糸魚川市大字能生7131-2	平成29年4月1日
あい竹ケ花調剤薬局	糸魚川市竹ケ花480-1	平成29年4月1日
医療法人社団 たかうち医院	五泉市赤海2丁目6番2号	平成29年4月1日
北五泉クリニック	五泉市三本木3042-2	平成29年4月18日
(有) 東大通り薬局 水原店	阿賀野市中央町2丁目12-18	平成29年4月1日
萌気園二日町診療所	南魚沼市二日町212番地1	平成29年4月1日
医療法人社団 風間内科医院	南魚沼市塩沢207-2	平成27年7月1日
小澤歯科医院	南魚沼市宮1125	平成27年7月1日
樋宮 歯科医院	南魚沼市六日町2278-1	平成28年7月1日
さわた 歯科医院	南魚沼市浦佐1137ダイエツビル1F	平成27年7月1日
株式会社 和光堂薬局	南魚沼市塩沢1439-1	平成27年7月1日
有限会社 大塚薬局	南魚沼市塩沢1137-1	平成27年7月1日
ホシの薬局	南魚沼市長崎491-3	平成28年11月1日
わかば薬局	南魚沼市塩沢1074-8	平成29年1月4日
医療法人社団 坂上医院	胎内市本町3番29号	平成29年4月1日
医療法人社団 堤内科医院	西蒲原郡弥彦村大字矢作7395-1	平成29年4月1日
町営診療所みかわ	東蒲原郡阿賀町あが野南4324番地	平成29年4月1日
阿賀町鹿瀬歯科診療所	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬1154番地	平成29年4月1日

◎新潟県告示第603号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大手薬局吉田店	燕市吉田堤町3番20号	平成29年3月1日

◎新潟県告示第604号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1丁目13番2号	平成29年3月13日

◎新潟県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
中沢薬局	長岡市美沢3丁目492番地2	精神通院医療	平成29年5月1日
こうのす薬局	長岡市下々条町字鴻巣2835番1	精神通院医療	平成29年5月1日
ケアシスタ訪問看護	魚沼市小出島1194番地2	精神通院医療	平成29年5月1日

◎新潟県告示第606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
メンタルクリニック長岡	長岡市学校町3丁目11-46	精神通院医療	平成29年5月1日
坂町調剤薬局	村上市坂町3262-14	精神通院医療	平成29年5月1日

◎新潟県告示第607号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63

条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
斉藤脳神経外科	南魚沼市川窪1158	精神通院医療	平成29年4月1日
エム・ケイ薬局 おぢや店	小千谷市城内4-1-38	精神通院医療	平成29年4月1日
エム・ケイ薬局 ほんちょう店	小千谷市本町1-13-32	精神通院医療	平成29年4月1日
メッツやすらぎ薬局	小千谷市本町1丁目13番地 33	精神通院医療	平成29年4月1日

◎新潟県告示第608号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	13者	下中ノ目下中ノ目2606番ほか694筆 55.1ha
阿賀野市	13者	嶋瀬村下863番1ほか238筆 26.0ha
胎内市	2者	乙大野地2459番ほか46筆 3.6ha
聖籠町	11者	真野屋敷廻969番1ほか68筆 5.8ha
新潟市	82者	北区新鼻福島潟乙26番190ほか582筆 50.0ha
五泉市	4者	能代家ノ前561番2ほか96筆 7.1ha
弥彦村	8者	麓堤下940番1ほか31筆 2.4ha
見附市	1者	三林町3932番ほか14筆 1.3ha
出雲崎町	9者	神条宮ノ下141番ほか48筆 7.1ha
魚沼市	13者	須原大谷内4520番ほか224筆 11.8ha
南魚沼市	9者	浦佐1159番1ほか143筆 13.8ha
十日町市	1者	馬場壬1508番 0.4ha
津南町	1者	上郷宮野原8781番ほか4筆 1.3ha
柏崎市	68者	西長鳥瀧ノ入乙1206番ほか1,267筆 94.3ha
刈羽村	3者	井岡柳田2111番ほか14筆 2.0ha
上越市	57者	野尻1613番ほか576筆 76.0ha
妙高市	4者	五日市前田615番ほか26筆 2.6ha
糸魚川市	8者	東海大明神354番ほか55筆 5.6ha
佐渡市	23者	城腰下新田1839番ほか142筆 17.2ha
合 計	330者	4,287筆 383.4ha

2 申請年月日

平成29年4月25日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第609号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

漁協	加入区の名称	区域
新潟	村上市岩船港	村上市赤沢、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、飯野西、石原、泉町、鑄物師、岩ヶ崎、岩船、岩船上町、岩船上大町、岩船下大町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船北浜町、岩船地藏町、岩船新田町、岩船縦新町、岩船中新町、岩船三日市、岩船港町、岩船横新町、上相川、下相川、上の山、上山田、下山田、馬下、大栗田、大欠、大関、大月、大町、小国町、加賀町、鍛冶町、柏尾、片町、上片町、学校町、上町、日下、久保多町、下渡、小谷、小町、細工町、幸町、肴町、山辺里、三之町、塩町、庄内町、新町、菅沼、杉原、瀬波、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、瀬波温泉三丁目、瀬波上町、瀬波新田町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、大工町、滝の前、田端町、坪根、寺町、天神岡、長井町、中川原団地、仲間町、西興屋、二之町、野潟、羽黒口、羽黒町、羽下ヶ淵、浜新田、早川、東興屋、堀片、間島、松波町、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松山、三日市、四日市、八日市、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、南町一丁目、南町二丁目、村上、本町、門前、安良町、山居町一丁目、山居町二丁目、吉浦、若葉町、塩谷の区域

◎新潟県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年5月9日

新潟県新潟地域振興局長 庭野 芳樹

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙3427の1（次の図の示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課及び阿賀町役場に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年5月9日

新潟県新潟地域振興局長 庭野 芳樹

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙3427の3から乙3427の6まで
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年5月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 退任
理事 南魚沼市一村尾435番地 小幡 勝幸
退任年月日 平成29年4月18日

◎新潟県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の佐々木土地改良区の定款の変更を平成29年4月26日認可した。

平成29年5月9日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を平成29年4月27日認可した。

平成29年5月9日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第615号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間 平成28年8月30日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 上越市

◎新潟県告示第616号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 道上地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成29年12月21日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区道上ほか地内

◎新潟県告示第617号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（長岡地

域振興局長) から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 求草地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成29年12月21日まで
- 3 作業地域 長岡市寺泊求草ほか地内

◎新潟県告示第618号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 起業者の名称

長岡市

2 事業の種類

長岡市上川西コミュニティセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長岡市巻島町字腰巻地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

長岡市上川西コミュニティセンター整備事業(以下「本件事業」という。)は、長岡市民が地域コミュニティの多種多様な活動を行うために必要な施設を長岡市が設置するものであり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

長岡市のコミュニティセンターは、地区公民館、児童館・児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)及び地区福祉センターが一体となった長岡市独自の施設で、平成16年度に各地区一斉に開設されたが、上川西コミュニティセンターは、地区内の児童数の増加により、平日の昼間の時間帯を中心に児童に占有されている状態であり、一般の利用者の地域活動が著しく制限されている。そのため、市では新たな施設を建設し、児童クラブを除くコミュニティセンター機能を移転することとしたものである。

新たな上川西コミュニティセンターの整備計画では、100人規模の会議の開催が可能な会議室や、様々なサークルが利用できる大ホール及び工作室、市が行う高齢者食事サービス等に利用することができる多目的ホール等を設置することとしている。また、駐車場については、想定される台数の利用が概ね可能となるよう41台分を計画している。

一方、児童クラブについては、現在のコミュニティセンターが手狭なため、隣接する小学校の空き教室も使用して運営しているが、今後は、現在の施設を改修し、施設全体を児童クラブとして活用することとしており、3年生の希望者まで受け入れが可能となることから、児童クラブ利用者にとっても利便性が向上するものである。

本件事業の実施により、地域の自治活動の幅が広がり、子どもたちの健全な育成や地域コミュニティ活動の一層の推進が図られ、地域住民の受ける利益はきわめて大きいものと考えられる。

本件事業による近隣住民等の周辺環境への影響については、施設は平屋建ての計画で、設備等の機械類はできるだけ住家から離れた位置に配置し、さらに敷地境界にはフェンスを設置するなどして対策を講じることとしており、騒音や日照などの周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関しては、周知の遺跡等は存在せず事業の実施に支障がない旨、自然環境の保全及び鳥獣の保護に関しては指定の区域に該当しない旨、それぞれ市が担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、「上川西コミュニティセンター建設検討委員会」の意見をもとに、交通の事情や周辺環境などから3箇所の候補地を選定し、立地条件や児童クラブの利便性等をも考慮して比較検討した結果、本件起業地は幹線道路に近く立地条件がよいこと、人口規模に見合った施設の整備が可能な面積が確保できることなどから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。これにより、新しいコミュニティセンターは児童クラブと分離することとなるが、市が検討した結果、児童クラブがコミュニティセンターとともに移転した場合、児童が学校から離れた場所まで移動しなければならなくなり、児童の安全を最優先とするため、児童クラブの機能は移転せず、小学校前に存する現在の施設を活用することが最善と判断したものである。また、市では両施設合同の行事を企画、開催し、地域住民と子どもたちとの交流が継続できるよう工夫していくこととしている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

児童クラブは、(3)アで述べたとおり、現在の施設だけでは活動スペースが足りず、小学校の空き教室も使用して運営しているが、児童数の増加に伴い、近年中に空き教室がなくなることから、早急な対応が必要である。また、児童クラブの活動時間帯はサークル活動が著しく制限されている状況から、地域住民からコミュニティセンター移築について要望が出ている。これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長岡市役所

◎新潟県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 404号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市柏町2丁目7番2から 同市新産4丁目1番2まで	新	(A)6.5～57.6メートル	8,423.7メートル

長岡市要町1丁目1116番から 同市新産4丁目1番2まで	旧	(B)13.3～130.0メートル	4,872.9メートル
長岡市柏町2丁目7番2から 同市新産4丁目1番2まで		(A)6.5～57.6メートル	8,423.7メートル
長岡市要町1丁目1116番から 同市新産4丁目1番2まで		(B)13.3～130.0メートル	4,872.9メートル
同市新産4丁目1番2まで			

備考1 上記(A)、(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間一般国道351号、一般国道352号、一般国道403号、県道宮本大島線、県道大荒戸越路線及び県道長岡西山線と重用

◎新潟県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 404号
- 2 供用開始の区間
長岡市西宮内一丁目49番から同市大宮町字中長280番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年5月9日

◎新潟県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市羽茂本郷6694番1から 同市羽茂本郷5788番3まで	新	4.0～24.0メートル	185.6メートル
	旧	4.0～24.0メートル	201.0メートル

◎新潟県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間

佐渡市羽茂本郷6694番1から同市羽茂本郷5788番3まで

3 供用開始の期日 平成29年5月9日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）ダイレックス上越店
所在地 上越市安江二丁目90番3 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）ダイレックス上越店
（変更後）ダイレックス上越店
- 3 変更年月日
平成29年3月6日
- 4 変更の理由
店舗名称決定のため。
- 5 届出年月日
平成29年3月23日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成29年5月9日から平成29年9月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp